

# 津藩史稿 第十卷

凡例

翻刻にあたっては、原史料の意味を損なわない程度に、以下のように取り扱っています。

- ・段落はなるべくそのまま再現するようにしましたが、改行位置は必ずしも原史料とは一致していません。
- ・漢字は原則として常用漢字を使用することとし、旧字などの異体字についてもなるべく標準的な字体に改めています。
- ・変体仮名や合字は平仮名に改めましたが、主に引用文中で助詞に用いられている漢字は原文のまま表記しています。
- ・誤字・当て字は原則としてそのままとしています。
- ・書き損じと思われる箇所は■とし、「(ママ)」を付しています。
- ・判読できない文字は□もしくは「」で表記しています。
- ・欄外等に記された補足は文字のサイズを小さくして表記しています。
- ・図については省略しました。

翻刻および注の作成にあたっては、以下の資料を参考にしました。

- ・『藤堂姓諸家等家譜集』林泉／編著 林泉 一九八四
- ・『公室年譜略』上野市古文獻刊行会／編 清文堂出版 二〇〇二
- ・『藤堂高虎家臣辞典 増補』佐伯朗／編 「佐伯朗」 二〇一三
- ・『漢和中辞典』貝塚 茂樹ほか／編 角川書店 一九七八
- ・『字典かな 改訂版』笠間影印叢刊行会／編 笠間書院 一九八五
- ・『くずし字用例辞典』児玉 幸多／編 東京堂出版 一九九三
- ・『日本国語大辞典』小学館国語辞典編集部／編 小学館 二〇〇〇―二〇〇二
- ・『新漢語林』鎌田 正, 米山 寅太郎／著 大修館書店 二〇〇四
- ・『大辞林 第三版』松村 明, 三省堂編修所／編 三省堂 二〇〇六

目次

第一節 世子時代

第二節 封疆の確定

第三節 耶蘇教徒の処刑

第四節 土木助役

第五節 災害救助

第六節 農利開拓及助免法

## 第二章 第二代高次

### 第一節 世子時代

第二代高次は幼名与右衛門、後に大学と改む。慶長六年閏十月十一日伊予の板島城に生る。母は長氏にして父高虎は齡正に四十六歳なりき。一説に云く、高次出生の時高虎偶ま板島城に在り。男子を得て大に喜び、名を大学と命ぜり。そは当時板島城下に大学院と称する優婆塞ありて、長氏の妊身中より安産の祈祷を為し居たれば、其の院号を取りて命名

し、同時に院号を明学院と改む。後転封の時

一 男子が元服して初めて冠をつけること。

此の優婆塞は高虎に従ひて安濃津に移り、城外塔世西裏に住せりと。二説孰れか信実なるを知らず。慶長八年正月高次三歳にして徳川家康に伏見城に謁し、左国弘の刀を賜はる。十年冬母長氏に従うて江戸邸に移り、十一年正月家康及秀忠に謁し、家康より則重の刀を、秀忠より兼光の刀を賜はる。元和二年正月十九日加冠<sup>一</sup>して従五位下に叙し大学助に任ず。時に齡十六歳なり。此年七月酒井雅楽頭忠世の女を娶る。四年正月始めて藩に就き、父高虎より牧馬の邑二万石を給せらる。此年京極

高忠津城に来訪ありしかば、高次小浜城に高忠を往訪して答礼す。帰りて田丸城を巡視し皇大神宮に詣づ。七年將軍秀忠入朝あり。高次従うて上洛し伏見槇島の邸に滞留す。九年越前忠直の封土収公一の事あり。高虎江戸に在りて密議に参し、高次をして藩に帰りて兵馬を点検せしむ。京極氏の世子も封疆越前に接するが故に先鋒の命を受け、高次と同じく江戸を発して西上す。此時大雨ありて大井、天竜諸川暴漲して行路杜塞せしに、高次奮然として歩騎を督し、流を絶ちて涉り、遂に京極氏に先だちて帰藩することを得たり。従行の

一 領地などを官府がとりあげること。没収。

藩士、高次の勇邁にして父の風あるを見て且服し且慶せりと云ふ。七月家光入朝す。高次父に従うて上京し、將軍を膳所に迎へて謁す。寛永三年九月、天皇二条城に臨幸せらる。時に高虎疾みて供奉する能はざりしかば、高次代りて先驅し奉る。七年七月父の命によりて国務を監せしが、其の十月五日高虎遂に薨去す。二十七日幕老酒井雅楽頭、土井大炊頭、竜口の邸に臨みて遺領相続の命を伝ふ。越えて十一月廿八日、高次將軍に謁して恩を謝せり。時に齡正に二十八歳なりき。高次の幼時は長織部之か師伝たり。儒学には親しまさり

しを以て、侍講本仏寺如竹は致仕<sup>一</sup>して去れり。  
三宅寄斎の子道乙任用せられて信崇せらると  
伝ふるも、高次は章句を事とせざりしかば、  
其の講筵に侍せしことは極めて稀なりしが如  
し。父高虎の高次を遇すること厳厲にして毫  
も仮借せず、其の訓育頗る峻嚴なりしかば、  
高次は居常忍苦鍛錬し、其の間深く自ら修養  
する所ありて、懦弱驕慢の氣習に染まず、遂  
に能く豪宕<sup>二</sup>の器局<sup>三</sup>と一種の機略とを自得する  
に至れり。伝へ云ふ、高次平生侍臣に語りて、  
予年少にして父が嚴酷なる庭訓を受けたれば、  
深く思ひ知る所あり、我子には温情を以て接

一 官職を辞する。

二 豪快で、物事にこだわらないこと。

三 才能と度量。

するなりといへりとぞ。高虎が高次に対して峻酷なりし事例の一として、洞津遺聞に記せる所次の如し。以て其の平生を察すべし。

大通院弱齡の頃は何故にや高山公の意に叶はず 親子の間柄疎にして時々機嫌伺に出で 次の間に手を突き居るも高山公は外を見て知らさる風なり 大通公は暫ためらひつゝ高山公を仰ぎ見 其の眼の行き合ひたる時平伏して即ち退くを常とす 或時丸之内<sup>江戸</sup>大火にて江戸城に火及ばんとす 將軍城櫓に上りて火を見けるに高山公父子も御供なり 然るに材木小

屋に火移らば本丸は到底延焼を免れ難き  
形勢なれば 將軍大通公に向ひ『大学  
人数召連れて火を防げ』との命なり 高  
山公は『彼れが分際にては及び難し 某  
自ら参らん』といふ 老中及側役執り成  
して大通公を遣すことになりたれば 急  
ぎ材木小屋に赴き 部下に向ひて『上意  
といひ父の御意といひ 殊には上様櫓よ  
り上覧なり 予は此所にて焼死と覚悟せ  
り 汝等心得て必死に働け』と言ひ了り  
て 直ちに高く積み上げたる材木の上  
に 跨る 衆士之を見て皆共に死なんと呼は

りつゝ火を防ぐ 家老等も亦自ら水を運  
び 一同猛火を事ともせず働く 大通公  
は頭上より火の子を浴び 火事羽織も所  
々焼け鬚も焦げたれど一寸も動かず 其  
の状誠に壮烈なり 斯かりし程に流石の  
火勢も漸く衰へて遂に消口を取り留めた  
り 大通公はやがて城櫓に還りて將軍に  
復命するに 此時將軍は膳に就き高山公  
も御相伴なり 將軍大通公を見て懇に賞  
辞を賜りたるが 高山公は何の語もなく  
て膳上の小串魚を箸にて挟み 『これ喰  
ひ候へ』とて大通公の前に投げらる 大

通公謹んで押し戴き 袖中に入れて退出  
す 帰邸の後近臣に語りて『曾て覚えざ  
る父の懇命なり 予に取りては將軍の上  
意より一層有りがたく思ふ』とて落涙せ  
られたり

## 第二節 封疆の確定

— わずかなこと。

高次には同胞弟高重あり。高重は高虎の愛子にして従五位下に叙し左兵衛佐に任じ、高虎が生前の請願に依りて、高次襲封と同時に五万石一説に二万石分領の命を受け、高次と共に将軍に謁して恩を謝したり。然るに寛永八年四月高重暴卒して子なく、其の分地は即ち宗家に復属せり。之に関する伝説区々一なること左に記するが如きも、事實は急疾に罹りて没せしに外ならざるべし。

此年元和二年高重公始めて將軍家に拝謁し給ふ

……高次公の弟なり 母公は松寿院殿  
なり 慶長十巳年高重公は武府の公邸に  
生れ給ふ 幼名失す 後年寛永の  
始原註従五位下  
に叙し左兵衛佐に任じ給ふ 高次公襲封  
の節 公の兼て願ひ置かれしとて五万石  
を分知し同居し給ふ 時に寛永八辛未年  
四月十日逝去し給ふ 行年廿六歳 東武  
谷中の西光寺に葬り宝珠院殿浄岸仙峰大  
居士と諡号し奉る 此君高次公と不和に  
して兄弟の倫疎にして父公の逝去後密に  
自殺し給ふと云ふ説あれとも非なるべし

然れとも不和にはありしか ■(ママ) 今伊州

上野万福寺に高重公の墳墓大五輪原註あれども

追福の沙汰を聞かず 高重公の北の方は  
阿部備中守重次侯の女なれども未だ婚姻  
なしと云ふ 又日分知は二万石といふ説  
あり 久しき事故知れがたし 然れども  
五万石を是とすへし 高久公襲封の節の  
分知は高重公の跡を追ひ給ふ深意なりと  
云ふ 依て今に久居にては高重公の追薦  
の微志ありとも云ふ（年譜略）

高虎公の御次男左兵衛公御分知五万石御  
拝領なり 其の翌年寛永八辛未夏変難痘

に罹りて柳原旧館に於て御卒去なり 西  
光寺に葬る云々其節高次公には豆州熱海  
御入湯中の凶事なり 左兵衛公は阿部備  
中守正次公の婿なりと云々幼少の御男子  
これありて御早世なり（視聽混雜録）

左兵衛様は高山様御愛子にて屢御世継に  
もと思召もあらせしとも聞く 御兄弟様  
には至つて御友愛 毎度大通院様御儀を  
高山様へ御執成し仰せ上げられ 左兵衛  
様御心遣ひともあらせられたりとそ 終  
に御若死なされたり 大通院様御年よら

れても折々の御意には 今斯くしてある  
こと全く左兵衛蔭なりと仰せられけると  
なり 勝光院様へ久居御内分は左兵衛様  
御跡目の御心持にて御取立なされたと  
ぞ それ故御禄柄には御内分知行多過ぎ  
御会釈も外々と替り重く御取扱なりと

云ふ

(洞津遺聞)

年譜略には不和なりしといひ、洞津遺聞には  
高重の友愛を説く。二説全く相反して孰れか  
真なるを知り難きも、後年高次が次子高通に  
五万石を分領せしめて、高重の祀を受けしめ

たる事蹟に徴すれば、不和にして疎隔せりとして、其の死因に疑を挟むが如きは、全く事實を誣ひたる臆説なるべし。

以上の如くにして実弟高重の分領五万石は、事なくして宗家に復歸せり。越えて四年寛永十二年八月、高次の養兄宮内少輔高吉が鎮護せし今治城附近伊予国越智郡の地は、南勢飯野、多氣両郡内二万余石の地と交換せられて、是れも亦確實に宗家の領有に歸したり。今其の顛末を概記すれば、此年八月今治二万石は松平美作守正房新に之に封ぜられ、高吉は幕府の召により東下して將軍に謁し、替地とし

て南勢両郡二万余石を下賜せられんとせしが、高次之を聞きて幕府に抗議する所あり、幕議為めに動きて替地の辞令は高次之を受け、更に稟請して高吉をして伊州名張郡梁瀬の寨を居守せしめ、南勢両郡の内一万五千石、梁瀬附近八ヶ村五千石、合計二万石を高次より給与することゝなせり。之に付き宮内家乗には、高吉が幕閣より替地辞令を受けたりとし、左の如き村書写を保蔵せり。

寛永十二年伊予今治より所替の節高吉は

大阪より霜月に江戸へ下向仕候処土井大

炊殿へ被召御渡し被成候

御書出し村書之写

覚

一	五百二十五石一斗一升四合	同	伊勢国飯野郡 上蛸路村
一	五百二十八石二斗七升一合	同	下蛸路村
一	四百三十二石七斗四升九合	同	八田村
一	千二百十石七斗	同	中万之郷
一	三百三石四斗一合	同	豊原村
一	百十八石五斗一升九合	同	陰陽村
一	五百三十八石六斗三升八合	同	伊賀町村
一	百三十六石七斗九升	同	和泉村
一	百七十石五升	同	安泉村
一	五百七石六斗五升	同	山添村

一 四十一石七斗三升一合  
 一 三百七石  
 一 五百五十六石五升一合  
 一 百二石二升九合  
 一 千百七十六石六斗一升  
 一 八百六十一石六斗五升  
 一 六百四十九石二斗  
 一 二百九十石四斗八合  
 一 九百五十一石三斗  
 一 千五百七十二石二斗四升  
 一 八百九十一石五斗八合  
 一 五百六十五石六斗二升

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

渡会郡

横地村

目田村

高木村

中川原村

櫛田村

上七見村

下七見村

菅生村

立利村

魚見村

和屋村

東黒部村

■ (44)

一	二百三十七石六升五合	同	早馬瀬村
一	二百二十五石二斗三升九合	同	井口村
一	百三十六石一斗三升一合	同	腹太村
一	二百三十一石九斗	同	内座村
一	四百四十八石二斗四合	同	六根村
一	四百二十六石七斗八升	同	保津村
一	五百五十九石八斗八升	同	志貴村
一	二百三十二石九斗七升	同	田屋村
一	千七百四十三石一斗二升七合	同	服部村
一	六百四十三石四斗七升五合	同	前野村
一	六百七十九石五斗五升	同	中村
一	二百五十八石二斗五升	同	養田井川村

一 三百十三石八斗九升四合

同

藤原村

一 二百七十四石五斗九升一合

同

川尻村

一 百十六石三斗五升

同

腹太村

一 三百九石一斗六升

同

清水村

一 四百三十石一斗

同

久保村

一 三百十九石五斗一升

同

松名瀬村

高合二万石

外二二三石四斗一升六合八松名瀬村之内

割余り右二万石

之外に籠

右之所為予州今治替地藤堂宮内少輔へ

被下候間当後者物成可被相渡候以上

寛永十二年八月十五日

金兵衛印

半十郎印

加賀印

豊後印

伊豆印

讃岐印

大炊印

御勘定所

右御老中御書出しは寛永十二乙亥年霜月

高吉大阪より下向江戸八丁堀丹羽五郎左

衛門長重屋敷へ下着月初土井大炊殿へ被

召御渡之写也御渡之時此書付佐野平兵衛  
殿へ被遣替地御請取候ハ、平兵衛より書  
かへ可渡之被仰候由佐野平兵殿ニハ伊勢  
ニ御座候故家来堀江平兵衛遣し替地請取  
申由申伝候以上

こは正本なく、且郡名、村名、石高にも誤記  
あれは、後人の偽作に出でしとも疑はるれど、  
又一面には幕閣が高次の抗議によりて、一旦  
高吉に交付せし目録書を回収せしにあらずと  
も断定し難し。抑も宮内少輔高吉か豊臣秀吉  
の命によりて高虎に養はれ、添ふるに一万石  
を以てせられしことは前編所記の如し。爾後

高吉は朝鮮役、関ヶ原戦役及大阪陣にも参加して軍功多く、家康、秀忠にも知られて特殊の待遇を受け、曾て伊予に於て高虎より蟄居の命を受けし時には、家康命じて之を宥さしめたることすらあり、高虎が伊勢に転封後、今治城に居守すること二十八年に及びたれば、世史往々にして幕府より直接に給与せられたる領土なりとするものあり。寛永時代の幕閣も亦或は斯く信じ居たるべく、仮令然らざるも此くの如き時機に乗じて外様大名の封地を分割するは幕府の常用手段なれば、高吉が南勢替地の辞令を受けたるは或は事実ならん歟。

之に付ては古来種々の説あり。

岩根甲庵曰く藤堂宮内事 昔の御朱印には藤堂知行の内二万石は宮内少輔可有之となり 宮内有馬に湯知せし時柳生但馬守参会して そこは左様におらすへき御事ならずといひて帰り参りて其由申ければ 大猷公より召出されたり 宮内少輔此由を藤堂大学頭へ知らせて下りたらんには 大学頭も同じく勧め申さるへきに 其事なくして下りける 大学頭是を怒りて老中打めぐりて 某が家人召されしと承る 如何なる御用にや承りたしと■<sup>(ママ)</sup>申

しければ 事柄悪しくなりて五六十日滞  
在の中召すこともなく 御用もなしとて  
帰されたり 是より殊の外不快になりて  
大学頭隠居して後に宮内少輔死たりし  
に 和泉守は彼が跡の事公儀へ伺ふへき  
と申されしに 如何で左る事あるべき  
二人の子も知行分ち与へよと大学頭云ひ  
しかば 長子宮内一万五千石 織部とや  
らんに五千石分ち与ふ 其後御朱印には  
宮内事別に二万石の事載せられず

(老談一言記)

抑も高虎が始めて二万石の地を賜はりし時、  
其の一万石は仙丸の所領として宛行はれしも  
のなることは、高虎が親筆留書の記せる所に  
して、一点の疑なきも、高虎が高野を下りて  
伊予七万石に封せられし時の朱印及目録には、  
高吉の受領区分に付ては何等の明記なく、此  
時既に其の一万石は消滅して、高虎が任意の  
内分を受領するに過ぎざるものとなりたるこ  
と明なり。降りて慶長十三年伊勢転封の辞令  
にも、伊予越智郡の内二万石を総額二十二万  
九百五十石中に包含し、元和元年十二月■十  
五日付知行分目録にも、『一弍万石 伊予国

越智郡内』と明記す。更に下りて寛永十一年二条城に於て交付せられたる朱印にも、『伊予国越智郡の内二万石』の文字あり。■<sup>(マ)</sup>されは高吉が今治城邑を宰せしは、高虎の所命に出でしものにて、幕府より直接に給与せられしにあらさることは一点の疑もなき明白の事■<sup>(カ)</sup>なり。されば寛永七年正月廿一日改高虎時代分限帳にも、予州二万石藤堂宮内、五千石藤堂玄蕃、同藤堂新七郎、三百石藤堂与吉とありて、高虎の部将として予州を居守せしものは独り高吉のみにあらず。然るに今や幕閣は高吉の属従等が上陳する所に聴きて、直

接高吉に知行目録を交付せんとするに至りしかは、高次は其の名分を紊るを非として之を抗議せざるを得ざるに至れり。而も事は養兄の身分に關せるを以て、一面倫理關係に善処しつつ、他の一面には自己の宗主權を主張せざるべからず。高次の苦心は専ら此点に存せしか如し。洞津遺聞に伝聞を記せること左の如し。

大通院様御代如何の事由にてか公儀より御不審の廉あり（名張願の筋にて御尋有之よし申伝ふ若其時のことにや、長空院様御代にも名張願筋にて騒敷事あり是は

二度目也 原註）長臣の内評定所へ招呼  
ばる 伊賀より采女殿出府則罷出られた  
るによりて供侍の内へ其頃剛強の聞えあ  
る坂井土佐 若原一郎左衛門などの者両  
三人交へ被遣 附番数多被遣 さすかの  
大通院様も附番は未だ帰らすや様子は如  
何に／＼と御待兼被成候由也 采女殿右  
歴々家柄の勇士供に連れられ評定所へ上  
られ候節 刀を抜きて両士の内いつれと  
やうに持せてあかられける 其の容貌少  
しも平日に変らず刀渡され候気色 彼の  
勇士共誠に我が家僕の如く虫とも■思は  
(ママ)

れさる体なれば二人大に感して 只今の  
頼魂丈夫に今日の糺問勝利無疑とさゝや  
き合ひけり 果して役人共再応の難問一  
々詳に申分相立 其事無難に相済にけり  
意氣藺相如<sup>一</sup>を凌ぐといふべし

公儀より名張へ二万石の御判物あり右替  
地はいつ方にて被下候や 伊州一円の内  
別に御判物有之ては和泉守瑕瑾<sup>二</sup>無此上と  
無憚采女申弁して 御役人方も一言なく  
て其事止むといふ説もあり

こは後代の伝聞に過ぎざるも、当時の情況は  
正に此くの如くなりしなるべく、其の後段附

一 戦国時代、趙の政治家。  
二 きず。欠点。短所。

記の所説に至りて亦全く事実なるべし。

南勢替地の経緯は右の如くにして段落を結び、高次の宗主権は更に鞏固を加へ、之より累代の封疆は確定して動かすへからざるものとなり、同時に高虎の養子たる宮内少輔高吉の地位は、降りて庶子に準し、僅に家臣の右側に在るに過ぎざるものとなれり。

高虎君 高次君伊州御越の時分 宮内一

所に御料理等出で 御盃事一年は高次君より宮内へ被遣 一年は宮内より高次君に進上 然るに何時の年にか高次君上段に御座候て宮内出でらる時『宮内』と御

意あり 其時アツと平伏す 『盃さすぞ』  
と仰にて御盃下さる 是より今の格にな  
りたる也 此時の御威勢いかう嚴重に有  
りたると見え吉田子物語也

(秘覚集)

高吉は戦陣の勇将として小藤堂の名声を博せ  
しが、其の人と為りは極めて謙恭にして覇気  
なく、高虎、高次に対して毫も疎意を有せず、  
恭謹身を保つに専にして不満の体なかりき。

■<sup>(マ)</sup>後ち明暦元年第三子主馬が二本松に出奔せ  
し時には、誓書を呈して自己の関知せざりし  
ことを弁疏し、実家の主たる二本松の丹羽左

京太夫よりは、特に使者を遣し来らしめて高次に陳謝し、因りて以て事なきを得たりき。

斯くて高吉の生存中は尚別格の優遇を受けて支家の如くに取扱はれ、九十二歳の長寿を保ちて寛文五年八月に卒去せしが、此時其の族隼人へ三千石、修理へ千五百、丹下へ五百石分領の命ありて、本家は減じて一万五千石となり、其の一万石は南勢に於て、五千石は名張郡に於て之を給与せられ、以て世禄と為すに至れり。享保年中其の家従等又窃に謀りて、参勤交代の幕命を得んとせしこと発覚し、藩主高治の怒に触れ、黜ちつ罰ばつを受けて更に家格を

一 「ちゅつばつ」と読む。免職にして罰すること。

失墜せしも、尚一門の格式を維持して他の藩士とは特殊の地位、待遇を受けて藩尾に至れり。『阿漕雲雀』は支家隼人の従臣山崎恕堂の手に成り、これを記すること甚た詳なり。抄して左に録す。

宮内殿存命の間は格別の御あしらひにて頭の冷めるとて頭巾着ながら御城口へ出られたり杯とも云ふ 追々に御疎末になりし様なれども猶以て御分家同様の御もてなしなりし……然しながら格段の家柄を以て今尚上野参向の御取扱は昔に変わらず御客あしらひ 是又格別の規模

なり 御紋の御小袖下されといふことな  
く 御拝領の巻物を下され 御玄関へ御  
馳走役徒士頭奏者番下り迎へ 掛り御用  
人まいら戸内迄送迎 刀持の近士御玄関  
上に列座 下馬立番番所ノ幕打留番人  
看板着 名張へ御召の使者被下 上野着  
の上御使者を以て明朝参殿可致旨被仰下  
旅宿より道筋附番町方無礼仕るまじき  
旨の触あり 家老共一所に参殿御礼御居  
間にて申上 其の余も御家中に相替るこ  
と数々あり 古には及ばずと雖亦無類の  
家格なり 是れ元祖宮内少輔謙徳深く

己を恭しくして生涯君父に忠孝を尽され  
しことは 既に史冊に明なり 人として  
勤め難き所をよく忍ばれけるは誠に有難  
き事なり 又戦国に生れ万死の中にあり  
て□く九十二歳にて太平の御代に命終を  
遂げられ 今に至り本末二万石怠転なく  
伝来せる事は猶更稀有の事也 却て織田  
豊臣其余の大家跡方なく亡ひたるも枚挙  
に遑あらず これを思ふに唯堪忍の徳必  
竟誠の一字に止まると感ずるのみ

### 第三節 耶蘇教徒の処刑

徳川幕府は耶蘇教徒が日本の国法を無視し、  
在来の神仏を侮蔑攻撃して人心を動揺せしめ、  
敗残不逞の徒を収容して不平党の巢窟を為し、  
其の信仰が愛国観念を冷却して輒もすれば外  
人が窺<sup>一</sup>竄の先駆者となるの虞あるを患ひ、慶  
長十七年三月始めて禁教令を発布せり。而も  
此時は尚京都及九州の一部にこれを厲行せし  
のみなりしが、翌十八年には更に之れを全国  
に布きて信教を禁<sup>二</sup>遏し、十九年正月十八日に  
は大久保忠隣を京都に遣して二ヶ所の教会を

一 「きゆ」と読む。すきをうかがうこと。

二 「きんあつ」と読む。禁じてやめさせること。

焼却し、教徒を誅罰せしめしが、此時忠隣は堀川なる高虎の邸宅に宿せしことは既述の如くなり。爾来禁教の令は益峻嚴を加へて、迫害日に甚しかりければ、其の結果は教徒を駆りて島原の動乱を激成するに至らしめたり。此の乱既に平ぎて後は、教徒の取締は愈嚴密を加へ、遂に寛永十五年九月十二日を以て、公領私領を問はず、日本全国に対して左の懸賞令を発表するに至れり。

### 覚

一 ばてれんの訴人 銀子二百枚

一 いるまんの訴人 同 百枚

一きりしたんの訴人 同五十枚又は二十

枚訴人によるべし

右訴人致候輩は仮令同宗門たりといふ共  
其の宗旨をころび申出るに於ては其咎を  
許し御褒美御書付の如く可被下之旨被仰  
出もの也

寛永十五戊寅九月十三日

こは全国到处に掲出せられし高札にして、爾  
来長く施行せられしのみならず、四十五年後  
の天和二年には更に懸賞金額を増加して、伴  
天連の訴人銀五百枚、いるまんの訴人銀三百  
枚、立歸者の訴人銀三百枚、同宿并宗門訴人

銀百枚と揭示するに至れり。

一 「推問」のことか。問いただすこと。罪を取り調べること。

此の禁令施行の事蹟として、宗国史寛永十六年九月の条に記して曰く、

回々賊を刑す

視聽録

初め本藩士人永田少蔵 古賀半 森島勝

窃に回回邪教を奉す 国人識る者なし

東都牒して之を逮す 推門一するに果して

爾り 中島門外に倒懸す 頭腫れて巨瓢

の如く 三日にして死す

こは視聽混雑録に憑拠すとあるも、同書元卷

には『同年寛永十六年冬霜月永田少蔵、古賀半七、

森島藤三郎等死罪其の余凶大概見後集略于茲』

とありて、後集利卷目次に、『永田正蔵不義ノ事付古賀半七 森島藤三郎等が事』とあるも、卷中之に該当する記事なし。寛永八年正月改藩士分限帳には、永田主馬の弟に御供衆二百石永田少蔵の名あるも、古賀半七、森島藤三郎の名なし、寛永時代の津城屋敷割図には此の三名の邸宅なし。加之混雑録に永田少蔵不義とあるは、禁教信仰の意味には相当せざるが如くに感ぜられ、宗国史の右の記事は信用し難きの感なきを得ず。視聴混雑録に載する所の異教徒処刑のことは、次の如くにして前記三名とは全く別なり。

寛永年中切支丹宗門禁制厳密にして全国  
一様に峻厳なる取締を行ふ 肥前長崎に  
於ては奉行黒川丹波守支配し 江戸にて  
は北条阿波守 保田若狭守 青木遠江守  
等相次ぎて宗門支配の奉行たり されは  
四五十年前当藩士中組付の士中島長兵衛  
（采地三百石）なる者 妻子共に一家四  
人異教信仰によりて死罪に処せられ 就  
中長兵衛夫婦は二三日間活張付に処せら  
れて (44) 倒に釣らる 今の式部倉といへる  
空地に於ての事なり 其頃の人活張付を  
初めて見たりとぞ 長兵衛の男子二人は

父母の前にて打首となる 四人の首塔世  
川下流の北堤の下に晒物となりしが 其  
の高札の文は幕府よりの文案なり 其後  
一兩年過ぎて江戸にて訴人ありたる由に  
て 当藩士鯉江九右衛門（采地三百石）  
の一家男女四人 津城下居住の職人中三  
四名 足輕鉄砲組一人（玉置七左衛門組  
下）異教信仰によりて刑せらる 右の内  
九右衛門等重立ちたる者は其頃の作事屋  
の東堤下の空地に於て逆張付に釣され  
三五日中に絶息せり 鯉江が男子三人  
女子一人（坂崎猪右衛門が妻）及其の所

生男子二人 其外職人等が子に至るまで  
合計二十三人は 塔世渡瀬の上なる芝原  
にて打首に処せらる 此の中横浜内記預  
り三人 藤堂采女の預り一人ありき 江  
戸より検使沢田甚左衛門来津し 津奉行  
百々太郎兵衛 同井上十右衛門と共に刑  
場に臨む 藤堂主水（後に主膳）及予も  
亦堤上に至りて之を見たるに受刑者の中  
に十歳未満の男子両三人ありしが 刑に  
臨んで高音に宗門の唱へ言を誦しつゝ首  
を打たれ 毫も悪るびれたる体なし よ  
くも父が誨を守りつると人皆感ぜぬはな

かりき 斯くて検使及奉行は相伴ひて仁  
右衛門宅に入り 再三協議の上後來の取  
締方とも打合せて検使沢田は歸東せり

(行文修正)

寛永時代の津城屋敷割図に照すに、中島長兵衛の邸は五軒町に、鯉江九右衛門の宅は南中新町に在り、殊にこは混雜録の著者が実見を録せしものなれば、事實の正確なること言ふ迄もなし。刑場たりし式部倉の空地とは現今の丸之内三重県師範学校内の北部にして、作事屋の東堤下とあるは今の鰯堀堤の位置に該当す。又塔世渡瀬とあるは後の釜屋町切通と称せし地にして、

即ち今の愛宕拝殿の北方川岸なるべし。混雑録に又記して云く、

右の事件の後 江戸にて追々訴人ありて

其の都度諸国へ指紙を送り数多の囚徒

続々江戸に檻送せらる 当城下の町医姓

不詳道竹といひし者二十年来中町に借宅

して 医術巧妙 諸士にも信用せられし

が 先年他国にて交遊せし旧友より訴告

せられし由にて指紙到来 足輕警固して

江戸に送り 糾問を受けて白状し それ

より追々露見して藩士横浜清右衛門（二

百石）近藤十郎兵衛（五百石）も送致せ

られて幕府に引渡さる 両人共峻酷なる

— 「は（れ）」と読む。

糾問を受けたるも本来信徒ならざるが故

に 応答明にして少しも乱れざりしが

拷掠に堪へずして遂に落命せりとの風評

なりき 井上筑後守江戸町奉行在職中の

事なり 又高次公家督相続の際三人同時

に召出されたる茶道の内 茶道頭幾田宗

伯といへるは 若年の頃織田有楽斎に仕

へ 後ち下総守忠輝の茶道となり 又転

して加藤式部大輔に仕へし者なるが 人

違にて幕庭に召喚せられ揚り屋に囚はる

こと三年にして嫌疑全く霽れ 帰参を許

されて元の如く高次公の茶道となり 高

久 高通にも信任せられ 没後養子宗兵

衛相続して二百石を受領し取次役を勤む

(行文修正)

この近藤、横浜の邸宅は共に一番町に在り。

二人共に無実の誣告一によりて横死し、町医道

竹のみは信徒なりしも、茶道宗伯は幸にして

嫌疑晴れて帰り終りを全くせしが、此くの如

き惨禍頻発せし時代の人心の恐慌は想察に堪

えたり。此外寛永十四年の事実として被疑囚

安濃郡家所村長右衛門病死のことあり。即ち

左の如し。

一 「ぶこく」と読む。無実のことをいつわ  
つてつげること

伊勢家所村ときや長右衛門儀

先年私家来中島長右衛門儀吉利支丹宗門  
の旨被仰下勢州にていりころし申候其刻  
右長右衛門儀吉利支丹宗門の由申候に付  
則捕へ牢舎申付候処相煩寛永十四年二月  
十一日に籠死仕候長右衛門悴二人御座候  
何も成敗仕候已上

九月十日 藤堂大学頭

井上清兵衛殿

右慶安元年九月四日勢州にての事也

(秘覚集)

此の『私家来中島長右衛門』とあるは、恐らく前記視聽混雜録の中島長兵衛と同一人たるべし。連累者たるときや長右衛門の獄死が、果して本文の如く寛永十四年二月に在りとすれば、中島長兵衛の刑死は此年若くは前年に在るべし。されば混雜録には前記の如く単に寛永中とのみあれど、其の十四年以前の事に属し、永田少蔵等の事件に先だちたることを知るべし。但し混雜録には活張付とありて、此文の熬殺とあるに符合せざるは如何か。姑く疑を存するの外なし。

之より先き寛永十一年六月の町中法度に、  
『最前より如申付候ばてれん門徒諸宗にまぎ  
れ居候を拘置候は、其の宿主は不及申年寄共  
可為曲事候』と規定して、領内に異教徒の潜  
入を防備せしが、前記の如く幕府より検挙せ  
られて、藩士中にも秘密信教者を出したれば、  
藩は為めに厳密なる検察を領内に加ふるの必  
要を生じたりしにや。中島三番町に監察吏を  
設置して藩士の動静を察し、庶民に対しては  
寛永十九年五月発布の郷村法度に於て、庄屋  
年寄五人組の相互検察連座を規定し、翌廿年  
十月には単行法令を以て、五人組の相互検察

と異教徒潜入の防備とを命令せり。其の法文は左の如きものなりき。

覚

一 伴てれんいるまん同宿白状の趣公儀より御書付被下候間写遣候其町々にて年行事の所に貼り付置毎日見申し得心致し町中の者共に常々可申聞候事

一 行衛も知らぬ牢人或は薬師 針立或は諸商人慥なる請人無之候は、弥宿を借し申間敷事

一 諸勧進の者に一夜の宿も借し申間敷事  
一 奉公人にてても当所を罷出久々にて立帰

候者は宗旨を改めさま／＼にては何れの所へ寺参致候や其証拠を取り候て紛無之に於ては其町に置可申候少しにても不審なる儀有之候は、此方へ告可来事

一常々申付候如く町中の者共又は後家やもめ坊主諸あき人 鉢 さゝらに至る迄宗旨の儀五人組として相改め猶以年行事きりに吟味いたし不審なる者有之候は、潜に告げ来るへく候吉利支丹一人にても捕へ候は、御忠節に成り候条最前公儀より仰出され候如く御褒美可

被下候 其外に殿様より過分の御褒美  
可被下と被仰出候事

一 吉利支丹改め当座の儀にても無之候条  
自今已後日々に相改め吟味可仕候若し  
訴人出候は、其町の者共不残越度に可  
申付事

一 自然船にて諸あき人に紛れ来候事も可  
有之間其の舟の船頭上乘に人数相改め  
書付を取置可申候 以来穿鑿の砌紛無  
之様に可入念候 川口に番所を相立侍  
中御番いたされ候間出舟入舟の人数其  
宿主年行事互に吟味いたし帳に付置可

申事

右得心致し常々可入念候寺町中并町中  
に有之候寺へも不残可申渡者也

寛永廿年十月廿五日

池田権左エ門

井上十右エ門

わたや又五郎殿

右の如く規定して教徒の潜入を防備せしが、  
就中海路よりの潜入に付ては、幕令に『吉利  
支丹は工深きものにて小舟などにて日本人に  
紛れ浦々へ上り候儀も可有之間舟手浦々油断  
なく相改候様云々』とあるを体して、岩田川

口に二階造りの見張所を建設し、組付の士二人、銃卒十人宛当直して昼夜船舶の出入を監視せしむることゝなしたり。左に録するは番所開設の報告書なり。

寛永廿年連判年寄衆への扣

一書啓上致候当地海手御番所昨日廿一日に出来仕候に付今日より組付侍衆二人御鉄砲の者十人宛御番申付候

一今月二日之御状致拝見候組付侍衆之儀老寄大身小身入ませ二人宛御番被致候様に可申付旨得其意申候即組切に一番二番の鬪取を仕扱其組のうちにてそれ／＼に

組合せ二人宛御番に被出筈に御座候事

一 今時分之事に候へば一日一夜かわりに

仕度様にも何も被存候間其通申付候事

一 御弓之衆は半役と申其上御使入候時も

前々より弓組は御用捨の事に候間今度

の御番にも除可然と被仰下得其意候事

一 河口入舟改申候も津浦は内海と申他所

よりの舟数多入申儀にても無之候間番

舟を置相改申にも不及儀と思召之旨是

亦得其意申候

一 船手の事に候間内多三郎右衛門船頭衆

常々心懸申様にと可申渡之旨得其意申

候即三郎右衛門へも右之旨申渡候

十一月廿二日 池田権左エ門

井上十右エ門

藤堂 主 膳

藤堂仁右エ門

藤堂監物殿

藤堂四郎右エ門殿

藤堂兵左エ門殿

尚々主膳組一番くじに取あたり申候故海

手の御番今日より仕候

此くの如くにして設置したる川口番所は、後

代に至る迄長く存続し、異教檢察の必要なき

時代に至りては、主として凶歉<sup>一</sup>時の米穀酒類  
移出入禁令施行の際に於ける出入船舶の積荷  
検査の任を執るに至れり。

寛永以後の高次時代には、藩士は勿論、領  
民中にも異教徒検挙の著しき事蹟なかりしが  
慶安三年本多内記の銃卒平井某が秘密信徒た  
りとの嫌疑によりて検挙せられ、鞫問の結果  
大江某に関連せしが、某は河内国萱振村の産  
にして、名張専精寺の次子某と親しみ、同寺  
の保証に依りて伊賀に來りて小田村に住し、  
後に去りて奈良に寓し、再び名張に來りて滞  
留すること数十日なりしに、事露はれて大阪

一 「きょうけん」と読む。農作物が著しく  
不作であること。

二 「きくもん」と読む。罪をたずね調べる  
こと。

町奉行の移牒<sup>一</sup>に依り、宮内少輔卒を発して某

一 ある役所から管轄の異なる他の役所へ文書で通知すること。

及其子春賢を捕へ大阪に送致したるに、某は罪に伏し、春賢は放免せられたり。後ち明暦三年に領民万助、九右エ門の二人、信教の嫌疑を受けて江戸にて糾門せられしが、冤晴れて放免せられたり。これ等は固より些細の事件なるも、幕府が耶蘇教禁遏の制度は年を逐うて益厳密を加へ、寛文五年に至りて人別宗旨改の制を全国に布き、『天下一統正法に  
■<sup>(ママ)</sup>紛無之者には判形を加へ宗旨請合可申候、武士は其寺の請帳に印証を加へ差上、其外血判難成ものは請人請合を以て証文可差出事』と

令せり。茲に於て藩は梅原参左衛門を切支丹奉行に任命し、士民檀越<sup>一</sup>の寺を録して宗旨帳と称し、其寺の主僧をして檀越家を保証せしめて之を寺証と称せり。其の藩士に対しては戸主の宣誓書に、寺僧の保証書を添付提出せしむるに過ぎざりしも、庶民に至りては然らず。毎年三月末日に於て、名主は年行事立会の下に町村民を一々点検して、氏名、年令、戸主との続柄等を帳簿に記入し、戸主の署印を徴し、之に対して一々檀那寺の印を押捺せしめ、出入、生死、<sup>二</sup>痲疾等の事故、前年との異同をも細記したる帳簿二通を作成せしめ、

一 寺院や僧に金品を贈与する信者。

二 不治の病。

町年寄、大庄屋は之を集纏し、管内総寄目録を調製添付して藩に提出せしむるの規定なり。こは当初は毎年施行せしも、次いで隔年となり、延宝五年改めて四年一回となり、後代には毎七年調査となり、又復旧して毎年調査となり、其の沿革一ならさりしも、藩政時代を通じて之を行ひ、異教檢察の必要なき時代に於ても依然施行して、管内戸口調査の用に供し、且其の町村に存留する宗旨人別扣帳を以て、印鑑簿に利用することとなしたり。

#### 第四節 土木助役

高次時代の土木助役は頗る頻繁なりき。今これを概記すれば、寛永八年の冬、高次は前將軍の病氣平癒祈請の爲め、上野東叡山東照宮の回廊一堦垣を造れり。同十二年正月には幕命により浅野光晟、有馬豊氏と共に江戸城を修め、高次は藤堂仁右衛門を藩より召して工を管せしめ、二の丸の石廓高四丈二尺、長二十六間を築き、先代高虎大阪築城に際し、四国にて採集せし石の下総半島に貯蔵しありたるを用ひ、折節の霖雨にて街路泥濘なりしよ

一 城郭の周りの地。あるいは廟の内垣と外垣との間の地。

り、畳床を地に舗きて之を運搬し、土坪一万

一 大きくすばらしこと。

余坪をも他より採収し来りて築き立てたり。

此役に生駒昌俊より卒三百人を出して之を助  
く。高次は傭料を倍加して工夫に給し、酒食  
を給して厚遇せしかは、役夫多く集りて皆努  
力し、之が為めに成功は他よりも速なりしが、  
資財を費すことは甚多かりき。將軍家光が  
碁を囲みて形勢可なる時、自讃して我が石は  
大学が石配りの如きぞと戯れしとは、此の築  
城工事に於ける高次の成績を意味せしなり。  
次いで寛永十六年には上野東照宮の堦垣焼失  
し、高次再び之を造成して其の宏麗は旧規に

躰えたり。此年江戸城本丸焼失し、唯天守の

一  
きこり。そまびと。

み災を免る。やがて再築の事ありて高次は石垣助役を命ぜられ、藤堂仁右衛門、藤堂采女を召して工を管せしめ、石墨千五百間を築造す。同時に領内の樵夫百人を徴して三河の山中に入りて木材を切り出さしめたり。こは築城用の木材採集を助成せし迄にて、工事には関与せさりしなり。

慶安四年將軍家光薨し家綱嗣ぎ、遺言に依り宝塔を日光山に築く。酒井讃岐守、久世大和守等工を監し、高次は命ぜられて牆壁壇壘を築く。高次偶病みて自ら赴くこと能はざり

しかば、藤堂監物、同内蔵、同長門、同勘解由等を総奉行として工を督せしめ、物頭磯野右近、普請奉行吉武次郎右衛門等伊賀伊勢の士五百余人を遣して之に任せしめ、承応元年二月十六日に鍬初を行ふ。七月に至りて工を畢り、石牆を築くこと二千歩なり。此の工事頗る困難なりしこと左記の如し。

慶安四年辛卯猷廟遺命して公をして日光の石塁を築かしむ 翌年二月信直健士百  
余 歩卒万員を率ゐて赴かしむ 四圍皆  
巉岩なり 中央を鑿開すること二十余丈  
半に至りて磐石の牢なること鉄の如く

なるあり 椎鑿施す所なし 皆曰く年を

一 「みな」の意。  
二 「すみやか」の意。

歴るも功を成す能はざらんと 炭を堆く

して芋莖を焼くに及んで磐石瓦解して不

日に劈開す 人奇策を感賞せり 五月五

日伊沢隼人正上使として来りて之を勞す

孟秋功を竣り 宮中に召され功を賞せ

られて暑衣白銀を賜はる 元老酒井忠勝

執政松平伊豆守信綱 阿部侯忠秋 和

泉侯乗寿僉一曰く大業二亟二に成るは偏に汝の

勤勞に在りと 公賞するに仏光禪師の墨

痕一軸を以てす (初代長監物信直譜)

宗国史に記して云く、『監物、内蔵、長門は

各銀百枚、衣五を、勘解由は銀五十枚、衣三を、吉武次郎、脇坂三郎は銀三十枚、衣二を、藤堂左馬は衣四を賜ふ。七士命を拝して將に退かんとせしに、讚侯姓酒井公の婦翁の原註監物を招きて私語し、再び上命を演して且曰く、課する所素より重し、加之山腹に巨石あり、貴藩の士卒が昼夜の辛苦は具さに台聴に達せり。賜ふ所の時衣特に精細を加ふ』と。其の難工事なりしこと以て察すべし。

右の課役に付て要せし工費は記録の徴すべきものなきも、当時の財政は家宝を典して借資を募り、以て之を支弁する外なかりしこと

は、左の文書によりて明なり。

慶安四年伊州よりの御状の扣

一書申入候然者来年日光石垣築方の御普  
請大学殿へ被為仰付候ニ付過分の金銀入  
申候就而ハ借用ニ成度由ニ候間随分可成  
程は御才覚候ていか程は調可申と可被仰  
越候質物にきだうの墨跡佐伯肩衝又は二  
三百枚の折紙有之候刀わきざし御好みの  
如くさせ可申候いまた不運事に候へ共内  
々に聞立候而様子可被仰渡候此度之儀ニ  
候の間一入被入御精尤候恐々謹言

七 月

三浦少之助

菱屋長兵衛殿

加納藤左工門

池田權左工門

井上十右工門

藤堂長門

藤堂仁右工門

## 第五節 災害救助

寛永七年より寛文九年に至る高次の在職四十年間は、風水の災害頻りに臻<sup>一</sup>りて領民屢困乏に苦しみしかは、高次は令を下して之を救濟せり、今之を略記すれば、寛永九年夏秋の交に旱害ありて、藩士の采邑収納十分三を下るものありしかは、高次命じて其の不足分を藩士に給与せり。同十年四月には伊賀大風雨あり。同十二年八月十三日再び伊賀に大風ありて民家壊損多し。同十七年十月には伊賀に牛疫流行して四千余頭斃死す。同十八年には

一 「いた（りて）」か。「やって来る」の意。

領内一般凶饑なりしかは、高次令して儉政を行はしめ、自らは其の飼養せし鷹を放ち、鷹犬の数をも減ぜり。翌十九年の春に至りては伊賀の人民糧食乏しく、山に入りて葛及薇の類を採取して常食に充てしかは、高次令して米廩一を開きて賑恤二せしめたり。降りて慶安三年八月に伊勢洪水ありて稼を害す。承応元年二月伊賀大風雨にて所在の堤防決壊す。此夏に又大旱損あり、翌年五月下総伊勢伊賀大和美濃等の諸国に大風雨あり、高次は翌三年六月手書を伊勢、伊賀、大和の三奉行に下して、河川の堤防を修治して水災を防備せしめ、更

一 「くら」の意。

二 「しんじゅつ」と読む。ほどこしめぐむ。あわれんで救う。

に凶饑救済の方法に付て当局吏の意見を諮詢せり。明暦元年八月には勢伊城和ともに大風雨あり、万治三年五月は霖雨あり低温にして冬の如く、八月伊賀伊勢大風、稼を傷ひ、十一月に至りて新穀実らず飢民多かりしかは、両国奉行に命して之を点検して糧食を賑救せしめ、封内の富民及京都用達より借資を募りて藩士及庶民に賑せり。此時勢州領内富民の応募せし金額三千四百余両に上れり。寛文二年五月朔より六日まで大地震六十回、津上野両城の牆壁大破し、民家も損害甚多し。此年六月大雨ありて封内損傷頗る多かりき。同六

年七月伊勢に大雨あり、同七年三月伊勢奉行より領民救済の成果を報告して云く、『去秋食塩騰貴して一升二十五匁乃至三十匁となり、貧民之に苦しむ者ありしにより、藩所蔵の食塩を貸付し、秋冬に麦なき村落に五百四十俵を貸し、本春駅宿疲弊せるを以て駅馬一頭に大豆一俵乃至二俵を貸附せり。去年来窮民救済を目的とせる堤防工事の備銀多額に上れるを以て、其の一部を藩幣より支弁し、尚且飢民には糧食を給与せり。領内に一人の飢民をも出す勿れとの命令を奉して吏員を郷村に派し、窮民を点検せしめ、十五歳以上六十歳以

下の者には一人一日に付二合、其他の老幼に

は一合の割を以て食米を給与せり。農民此の

令を聞きて感謝し、君侯の安泰、君家の万歳

を祈らざるは莫し。庄屋感奮して自ら村内の

窮民を救済し、若くは村内の有資者共力して

之を救済し、公費救恤を辞せんとするもの六

七村に及べり。是等は宜しく旌表して淳風を

奨励せば可ならんか。凡そ当領の仁恵は、松

坂、桑名、亀山、鳥羽等の隣領にも伝はり風

を聞く者歆羨せざるは莫し』と。以て其の賑

救の徹底せしことを察すべし。寛文八年城和

洪水ありて稼を傷ふこと多し、其の頃連年海

一 「せいひょう」と読む。人の善行をほめて世人に知らせること。

二 淳朴な風俗。

三 「きんせん」と読む。ほしがってうらやむ。

内ともに不作なりしかば、幕府は酒造減額令を發布し、且節儉令を下せり。高次依りて伊賀伊勢の藩士に手書を以て命令する所あり。其の規条の第一に云く、同僚事に由りて食饌を供するも一汁一菜に限る。第二に父子兄弟の外は贈答を嚴禁す。第三は被服の奢麗を禁す。第四は第宅一の華麗を禁す。第五に云く凡そ出納のこと利を以て忠とするは予の意志にあらず。官の利を是れ謀らば、其の害を受くるものは庶民なり。領民害を受けて久しきを経二れは邦家殆三し。されは有司四の利を以て務とするは、不利これより大なるはなからん。再

一 「ていたく」と読む。やしき。やかた。

二 くに。国家。わが国。

三 「あやう（し）」と読む。

四 役人。官吏。

等夫れ能く之を念へ。第六には従来廩米を領

— 「ただ（に）」と読む。

内に貸付するには、年中に於ける価格の中等を以て標準として換貨返納せしめたるも、こは太だ酷なり。自今此の法を除く。第七に云く士たる者は慾を慎むへし、慾とは金銭を貪るのみの謂にあらず、官僚の軋轢、徇私執我等の事皆慾心に発生す。深く之を戒むへし、第八に云く自今三年を限りて将士に賦銀の半額を免し、税戸は常租の十分の三を減し、商賈市店は無税、其他の貢賦は一切免除す。第九に云く凡そ士の忠とは<sup>一</sup>啻に戦陣に於てするのみにあらず、今幕命ありて産業を勧めて領

民の繫息を謀らしむ。予此の令を奉戴して節  
儉以て民力の休養に勉む。予の此心を心とす  
るは是れ即ち爾等の忠なりと。同時に農民に  
令すること次の如くにして、彼等の被服を布、  
木綿に、常食を雑穀に限定せる個条あり。こ  
は幕令を其儘伝達せしものなるが、当時農村  
の生活状態が素朴簡粗にして其の智能も亦低  
く、敢て本令を圧虐とせさりしこと明なり。

### 覚

一此以前より仰出さる如く在々所々の輩  
奢りたる儀不仕農業を専に致し身代持  
ち立つる様に常々心掛諸事油断なくは

けまし可申事

一 庄屋惣百姓共に自今以後身上に応せざる屋作り仕るべからず但道筋の町屋人宿仕る輩は各別たるべき事

一 百姓の衣類前々より御法度の如く庄屋は妻子共に絹紬布木綿 百姓は布木綿の外之を着すへからず襟帯等にも絹紬をも之れを致すへからす 庄屋惣百姓共に紫紅にそむへからす 此外の諸色かたなしに染可申事

一 百姓食物常に雑穀を用ふへし八木猥りに之を食ふへからす

一名主惣百姓男女共に乗物一切可為停止  
事

一勸進能相撲あやつり等の見物の類在々  
所々に一切不可留置の事

一神事の祭礼或は葬礼年忌の仏事或は婚  
礼諸事の祝儀等に至るまで百姓に似合  
はざる給べ撰みいたすへからさる事

右条々堅可相守之旨庄屋常々改之可申付  
之違背の族於有之は庄屋五人組より其所  
々奉行人代官へ急度可申達之若隱置脇々  
より露顕せしめは庄屋五人組迄曲事たる  
へき者也

寛文八年三月 日

右は今度公儀御奉行所より御書出つる也  
町人等も此旨に可准也 最前も如申触諸  
事儉約を守り人真似を致さす己々が分限  
をかへりみ万内端に心得へき也 此上若  
し奢り何によらす分限に似合はさる事於  
有之は速に炳戒一を加ふへき也 此旨家々  
に可申触者也

四月廿二日

新左エ門

安左衛門

寛文九年正月、城和の貢銀の半額を免除す。

此時幕府は奈良に救恤所を設置して、畿内地

一 「へいかい」と読む。明らかにいましめること。

方の飢民に米を施与せしに、諸藩の流氓先きを争ふて至りしも、我か城和封疆の民は一人も就きて之を乞ふ者なかりしかは、幕官の讃称を得たり。此年二月左の令を領内に布きて飢民救助、流氓防止の第一責任者を郷村と明定し、相互扶助の実を挙げしめたり。こは後代に至る迄、凶饑毎に襲用して殆んど定則となすに至れり。

一常々申触候通り飢人有之は其村々庄屋  
年寄間届飢死なざる様に身を持ちたる  
者としてはこくみ 自今以後他所へ他  
国へ乞食に一人も出し申間敷也 其村

一 「せんきく」と読む。根ほり葉ほり調べること。

としてはごくみならさる時は此方へ申  
断るへし 沙汰せしめ飢ゑさる様に可  
申付也 若し此旨を背き他国へ乞食さ  
せ候は、庄屋年寄越度たるへき事

一日傭に出候者は能々聞届他所に於て乞  
食致間敷者は穿鑿一いたし其上にて可遣  
事

寛文九年二月晦日

新左エ門

安左衛門

大庄屋中へ

## 第六節 農利開拓及助免法

前節に記するが如く、高次の在職中は水旱の災害多かりしが、其の刺戟は開墾、灌漑等による農利の開発と、税制の改善による農民負担の適正を計画するに至らしめたり。其の著明なる事蹟を概記すれば、正保元年に伊賀の民丁に課して山田川の堤防を築造せしめ、以て其の汎濫を防制すると共に、長野街道阿波上野間の道路を改修し、上野附属の鉄砲組を発して農村の賦丁を助けて之が工事に任せしめたり。其の翌正保四年に伊賀山田郡山畑

村の新田開墾の事あるも、其の事蹟明白ならず。慶安二年に雲出井の開鑿成る。雲出井は西島八兵衛之友が高次の命を受けて企画せし所にして、一志郡高野村より雲出川の水を引きて水路を開鑿すること七千二百間、雲出諸郷十三ヶ村六百余町の水田を灌養し、八千八百八十五石の田畝に旱害なきに至らしめたり。郷民其の徳を頌し、毎年一次伊勢大神宮に神樂を奏し、大麻を請けて西島氏の繁栄を祈るを例とし、又之友の没後、池田垣内の西方四ツ野に水分神社を建てて其の靈を祀る。所謂八兵衛宮即ち是れ也。これより先き正保二年

三月、代官山中為綱命を受けて一志郡高野井を改鑿す。為綱水路を調査し、従来の引入口を廃して、二の筒より雲出川の水を派するの計画を立て、新に水路を開くこと一千五百余間にして、須ヶ瀬村の落合より雲出川に注がしむ。其の灌漑区域は従来に比して四倍し、四百八十八町の水田を給水す。其の工事は九年を費し、承応二年三月に至りて竣成せり。為綱没後、農民相謀り祠を高野村に建て、之を祀り、井之宮と号せり。

慶安三年、高次民利開発の方途を徹底せしめんとし、左の令を管下に布く。

覚

一 池をつき田になり候所の事

一 水をしかけ田になり候所の事

一 普請過分にかへ候てなりとも田になり

候所の事

一 畠になり候所の事

右の外仮令五畝六畝の所なりとも見立

可申候若少々なりともかすめ置候は、

見せしめに可申付候たとへ新田おこし

候共百姓の為め能き様に年貢は軽く可

申付候わる心かまへ申候は、庄屋年寄

曲事に可申候此旨急々組下へ相触可申

候来月十日より郷中見立に廻り候間油

断仕ましく候

慶安三年七月廿二日

加判奉行 郡奉行

普請奉行

大庄屋へ

本令により領内未利用地開拓の調査を遂げ、  
其の適當なるものは工法を定めて之を施行す。  
其の詳況は伝はらずと雖も、其の最も大なる  
は伊賀郡小波田野の開拓、及一志郡戸木、野  
部、小森三村に渉る地域の開墾なり。小波田  
野は又美濃原（御野原に作る）と称し、従来

水利の不便を以て荒蕪一に委せしが、承応三年九月伊賀奉行加納直盛、高次の允可二を得て之を開墾し、数十町の耕地を得、翌明暦元年正月、水源を南方小波田の山中に求め、六十余間の堤防を築きて貯水池を造り、五十余町の水路を通じて之を灌養せり。依りて左の如き特典を与へて民戸の来住を促せしに、忽ちにして百戸を得て村里を為せしかば、其の里を命じて新田村と称せしめたり。

一新田請取りたき者は来月朔日より参り

帳に付可申事

一あら柴おこし候を見候ておこし代一反

一 あれはてて雑草のおいしげっていること。

二 ゆるし。許可。

二付銀十匁宛利なしに貸し可申事

一二年はおこし取り年貢なしの事

一三年目は半年貢四年目より上田一反に  
付五斗 中田四斗三升 下田三斗六升

年貢の事

一上畠三斗六升中は二斗九升 下二斗二

升の事

一年貢の外役かゝり物無之事

一水かゝりの所を畠にいたし候は勿論田

年貢の事

一畠を田に直し候は、勿論田年貢の事

一地を取り置き其年におこさず明る二月

迄其儘捨置候者は地を取上作人に可遣  
事

一家を建候は、家一軒二付六間に八間の  
屋地は年貢なし外に取る物は畠年貢の  
事

一家作の者には家の大小に従ひ丸木二十  
本より七十本 竹一束より十束迄相応  
に可下行事

一家作には家の大小に従ひ金一步より一  
両迄利なしに貸すへき事

一種米かりたき者は一反に付五升宛利な  
しに貸すへき事

然るに明暦三年の夏旱害ありしが、直盛救護して移民を散ぜしめず、益開墾を奨励して、万治三年には耕地面積百五十余町に達せり。其の区域の拡大に伴ひ、嚮に鑿つ所の小波田井溝の水量不足の虞ありしかは、直盛は更に水源を附近山地に物色し、寛文初年に至りて遂に山田郡高尾の山地より用水を導くの計画を立てしが、其の地は山岳疊重して通水極めて困難なりしかは、直盛は夜間数十人をして炬火を携へて指揮に従ひ進退せしめ、之を眺望して高低曲直を測定し、絶壁には数十尺の樋管を架し、低地には数十間の高堤を築き、

水路を開鑿すること三里二十町にして新田に達せしめたり。其の水量の豊富なること小波田井に数倍し、之より耕田益増加して尚且旱害の虞なきに至れり。後年に至り里民直盛を追慕し、祠を女藺塚に建て氏神の撰社とし、直盛を祀りて加納神社と称せり。

戸木、野辺、小森の開墾の事跡は詳ならず。野辺と称せしは現今の久居町及其の東北に渉る一帯の平地にして、東方は小野辺、小森の地に連なれり。其の北部は風早池貯水の灌漑区域にして水田に適するも、南部は地盤稍高くして灌漑すへからず、寛文十年久居築城以

前の地図を按するに、現今の久居町より小森に至る平野は、松林の中に所々に麦田を闢き、点々として耕地を存するのみなり。されば明暦中の開墾に係るものは北部水田の狐塚、洗ヶ瀬、相川より小野辺の各部落に亘る地区なること疑なし。而も文献の徴すべきなれば、開拓の事蹟は得て攷ふべからず。他日の考証に俟つの外なし。以上の外、山中為綱の家に伝ふる説に拠れば、為綱は承応三年に一志郡に栗原池を鑿ち、同四年に安濃郡に半田池を鑿てりといふも文献なし。為綱は又寛文四年命を受けて雲出川の上流瀬戸ヶ淵を疏し、其

の上に堰を設けて用水を疎通し、三千九百九十七石余の水田を灌養し、流末紀州領の地をも潤したれば、紀伊藩主は特に為綱に紋服を賜ひて之を賞せり。瀬戸ヶ淵は南家城村字瀬戸広に在りて、奇巖怪石水中に突起し、流勢為めに壅阻して、大雨毎に逆流氾濫し、田宅を浸害せしかば、為綱工を督し木を伐り石を破りて流床を疏開せり。其の工事頗る困難にして為綱の苦心尠からず、日夜現地に在りて励精し、適ま召命によりて津城に来るも敢て私宅に過ぎらず、此の如きこと三年にして始めて竣工せりと云ふ。

寛文二年高次は奉行に命じて助免法を制定せしめたり。初め高虎四国より転封し、前領主が既往十年間に徴収せし税額の平均額を、伊賀伊勢両国内封疆の各村別に調査し、此の額に基きて其の村の産業状態、戸口数、貧富等の実況に参酌し、適実の負担額を定め、此の額を普通課税率四ツ物成即ち十分四に相当するものとして収穫高を推定し、これを平高と称して課税標準と為したり。そは太閤検地の本高なるものが、本来適実を得さるのみならず、既に年数を経て地味の変化と民力の盛衰とにより、実際とは懸隔するものとなり、

以て直ちに課税標準と為し難かりしを以てなり。藩の朱印高三十二万三千九百五十石二合に対し、平高の合計を四十万八千百四十六石余となし、之を標準として税率を乗じて毎村の貢納額を算定せり。(城和 下総は平高を設けず)此の平高設定の当時は頗る適実を得て、寛厳宜しきを失せずと認められたるも、爾来又数十年を経るに従ひ、地味民力に盛衰増減ありて、或は寛に流れ、或は酷に失する所あるに至り、郷村によりては甚しく負担の過重に苦しみしかば、高次は吏員に命じて更に実際の状況を調査せしめ、其の過重の実あ

るものに対しては、徴租の若干部分を還附するの方法を立てしめ、之を称して助免といへり。此の制度も亦後代までも襲用し、後又用捨免と称する減租法をも制定して、専ら納租上の平衡を維持するに勉めたり。宗国史寛文二年の条に記する所左の如し。こは右の事実を簡叙せるものなり。

本藩に命じて封疆の歳税額を定む

初め高山公南海より移るや二州の税賦輕重或は升る 有司をして人戸の有無を点検し税額を抑揚して其の数を議定し力めて平に歸せしめたり 其の後歳を積み

人戸の饒<sup>一</sup>歉<sup>一</sup>齊しからず 公有司に命じて

一 豊かなことと貧しいこと。

助免法を行はしめ数歳にして規矩略定ま

る 二州の宰功成るを言ふ 卒に旧政に

復す